

最高裁総一第174号

(組いー01)

令和4年3月23日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 小野寺 真 也

民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所等の指定並びに訟廷副管理官の員数について（通知）

平成6年7月18日付け最高裁総一第183号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」記第8の1の(1)の定めにより、民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所及び地方裁判所、家事の訟廷副管理官及び少年の訟廷副管理官又は家事の訟廷副管理官を置く家庭裁判所、家事の訟廷副管理官を置く家庭裁判所の支部並びに民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は訟廷副管理官を置く簡易裁判所として別表の裁判所が指定され、当該裁判所の訟廷副管理官の員数が同表のとおりとされ、令和4年4月1日から実施されます。

なお、令和2年3月9日付け最高裁総一第229号総務局長通知「民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所等の指定並びに訟廷副管理官の員数について」により通知された指定は、令和4年3月31日限り、取り消されます。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

(別表)

1 高等裁判所

高等裁判所	員 数	
	民事の訟廷副管理官	刑事の訟廷副管理官
東 京	4	1
大 阪	1	

2 地方裁判所

地方裁判所	員 数	
	民事の訟廷副管理官	刑事の訟廷副管理官
東 京	6	4
横 浜	2	
さいたま	1	
千 葉	1	1
大 阪	3	1
京 都	1	
神 戸	1	
名 古 屋	2	
広 島	1	
福 岡	1	
札 幌	1	

3 簡易裁判所

簡易裁判所	員 数		
	民事の訟廷副管理官	刑事の訟廷副管理官	訟廷副管理官
東 京	3	(1)	
大 阪			1
名 古 屋			1
福 岡			1

(注)

- 1 東京簡易裁判所の民事の訟廷副管理官のうち一人は、刑事の訟廷副管理官を兼ねるものとし、括弧内の数字は、当該民事の訟廷副管理官が兼ねる刑事の訟廷副管理官の数を表す。
- 2 括弧内の数字は、訟廷副管理官の員数に含まない。

4 家庭裁判所

家庭裁判所	員 数	
	家事の訟廷副管理官	少年の訟廷副管理官
東 京	2	1
横 浜	1	
さいたま	1	
千 葉	1	
大 阪	1	
京 都	1	
名 古 屋	1	
福 岡	1	
札 幌	1	

5 家庭裁判所の支部

家庭裁判所の支部	員 数
	家事の訟廷副管理官
立 川	1